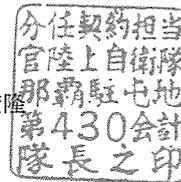


公 告

分任契約担当
陸上自衛隊那覇駐屯地
第430会計隊長 本間 宏隆



以下のとおり一般競争入札を実施するので、「入札及び契約心得」及び「契約条項」を承知のうえ参加されたい。

1 入札事項

契約実施計画番号		調達要求番号		物品番号		仕様書番号	
品名 または 件名							
病院医療事務の部外委託							
部品番号 または 規格							
仕様書のとおり							
使用器材名							
数 量	単 位	銘 柄	使用期限等	グ ル ー プ	指定	検査	包装
1	EA						
納地または工事場所				引 渡 場 所			
自衛隊那覇病院(航空自衛隊那覇基地内)				自衛隊那覇病院 総務課 医事班			
搬 入 場 所				納 期 ま た は 工 期			
				令和4年4月1日(金)～令和5年3月31日(金)			

2 競争参加資格

次のいずれかであること
全省庁統一資格の「役務の提供等」に係る等級がA、B、C、D等級であること
ただし、細部は注意事項による。

3 契約条項を示す場所

契約条項及び入札等参加者心得については、西部方面隊ホームページに掲示

4 説明会及び入札執行の日時場所

説明会日時場所：
入札日時場所：令和4年2月10日(木)10時30分 陸上自衛隊那覇駐屯地 幹部食堂

5 保証金

入札保証金：免除
契約保証金：免除

6 落札決定方式及び契約方式

落札決定方式：総品目総額
契約方式：一般競争

7 注意事項

(1) 競争に参加する者に必要な資格に関する事項

- ア 予決令第70条の規定に該当しない者であること。尚、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- イ 予決令第71条の規定に該当しない者であること。契約担当官等から指名停止の処分を受けている期間中でないこと。
- ウ 平成31・32・33年度(令和01・02・03)の防衛省競争参加資格(全省庁統一資格)において、「役務の提供等」で九州・沖縄地域のA、B、C、D等級に格付けされている者であること。資格審査結果通知書(写)を提出すること。
令和04・05・06年度の防衛省競争参加資格(全省庁統一資格)において、申請中の場合は、申請中の旨を説明できる者であること。
- エ 大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備長又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- オ 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であつて、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- カ 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りでない。

(2) 入札方法

落札決定(同価の場合は、くじ引きにより決定)に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の消費税法に規定する消費税率に基づく消費税に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって契約金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず見積もった契約金額から消費税法で規定する消費税率に基づく消費税に相当する金額を差し引いた金額を入札書に記載すること。

- (3) 違約金に関する事項
落札者が「入札及び契約心得」に従って契約の締結手続きをしない場合には、落札者が契約締結に応じないものとみなし、落札価格の100分の5に相当する金額を違約金として徴収し、契約者が契約を履行しない場合は、契約金額の100分の10以上を違約金として徴収する。
- (4) 入札の無効
ア (1)に示す入札参加資格のない者が行った入札。
イ 入札金額、入札者氏名及び押印が判明し難い者の入札。
ウ 暴力団排除に関する誓約に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合。
エ 電信・電話・FAX等による入札。
オ その他入札に関する条件に違反した入札。
- (5) 契約締結に関する事項
落札者は、分任契約担当官自衛隊那覇病院会計課長(令和4年3月16日までは西部方面総監部防衛部付那覇病院準備隊会計幹部)と令和4年4月1日付契約を締結するものとする。
- (6) 契約書等の作成 : 陸上自衛隊「駐屯地用標準契約書」の書式により作成する。
- (7) 公告の掲示場所 : 西部方面隊ホームページ(<http://www.mod.go.jp/gsdf/wae/>)
陸上自衛隊那覇駐屯地、航空自衛隊那覇基地
- (8) その他
ア 入札参加を希望する者は、令和4年2月9日(水)までに下記入札担当に連絡すること。また、仕様書の質疑については、令和4年2月9日(水)までに下記仕様書担当に確認し、入札開始時には承諾しておくこと。
イ 郵便による入札参加の場合は、「入札件名、日時、場所」を記載して、令和4年2月9日(水)17時00分迄に必着するよう「書留」で郵送し、郵便による応札である旨を必ず電話連絡すること。
入札金額が同額による場合は当該入札に関係のない職員により、くじ引きを実施する。なお、再度入札を実施する場合は、別途連絡する。
ウ 入札関係委任を受けた者は、入札前に委任状を提出すること。
- (9) 入札等及び仕様書に関する事項の問い合わせ先
ア 入札等に関する事項
〒901-0142
沖縄県那覇市鏡水679
陸上自衛隊那覇駐屯地 那覇病院準備隊(担当:新崎)
TEL098-857-1155(内線2937)
FAX098-857-1167
イ 仕様書に関する事項
陸上自衛隊那覇駐屯地 那覇病院準備隊(担当:松林)
TEL098-857-1155(内線2923)

調達要求番号：

陸上自衛隊仕様書		
物品番号	仕様書番号	
病院医療事務の部外委託	那病-C-衛M50001	
	防衛大臣承認	
	作成	令和 3年12月15日
	変更	令和 年 月 日
	作成部隊等名	那覇病院準備隊

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、自衛隊那覇病院（以下「病院」という。）における病院医療事務業務（医科及び歯科医事業務）の部外委託契約について規定する。

1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は、次によるほか、GLT-CG-Z000001及びGLT-CG-Z500002による。

1.3 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部を成すものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。ただし、契約後当該文書に改正などがあった場合には、その適用について別途協議し、引用文書に定める事項が個別仕様書に定める事項と相違する場合は、個別仕様書を優先するものとする。

a) 仕様書

GLT-CG-Z000001 陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書

GLT-CG-Z500002 陸上自衛隊一般外注整備共通仕様書

2 労働派遣期間

労働派遣期間は、調達要領指定書によって指定する。

3 従事先の名称・就業場所及び所在地

3.1 名称及び就業場所

自衛隊那覇病院総務課医事班（TEL：098-857-1155 内線3919）

3.2 所在地

〒901-0154 沖縄県那覇市赤嶺322（航空自衛隊那覇基地内）

4 派遣事業者に関する要求

過去3年間に病床数50床以上の病院において、複数回、医療事務に係る請負契約又は労働派遣契約を締結し、誠実に履行した実績があり、正当な理由のない不履行、クレーム等による契約の途中解除等の実績がないこと。

5 本役務の従事者に関する要求

全ての従事者は、医療事務教育機関が実施する医療事務に係る資格試験に合格し、実務経験があり、当病院の医

事会計・歯科会計システムを操作して、迅速・正確に業務ができる者であること。

6 業務日（基準）

業務日は、月曜日から金曜日までの毎日とする。ただし、祝日、振替休日及び病院が定める「休診日」を除く。
（別紙第1）

7 業務時間（基準）

8時15分～17時00分（うち1時間は休憩とする。）
（診療時間は、9時00分から12時00分、13時00分から17時00分）

8 時間外労働及び休日労働

時間外労働及び土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に定める休日及び年末年始（令和4年12月29日から令和5年1月3日まで）は、業務を要しないうえ、時間外労働及び休日労働は命じない。なお、官側の都合により休診となる場合は双方で協議する。

9 業務内容

医科及び歯科医事（業務内容の細部は、別紙第2「業務内容」による。）

10 業務量

業務量は、別紙第3「業務量（基準）」のとおりとする。

11 管理責任者

管理責任者は、自衛隊那覇病院総務課長とする。

12 監督者

監督者は、自衛隊那覇病院総務課医事班長とする。

13 派遣人員

派遣人員は、次による。

- a) 原則として主任従事者及び従事者の2名体制とする。ただし、月末日始（土日祝日、休養日を除く勤務日）に係る統計報告及び債権発生通知書等の作業時は、さらに従事者を増員することができる。
- b) 主任従事者は、厚生労働省認定の医療事務に関する技能試験の資格を有し、かつ、50床以上の医療機関で5年以上の実務経験を有する者で従事者を指導できるものを条件とする。
- c) 従事者は、厚生労働省認定の医療事務に関する技能試験の資格を有し、かつ、1年以上の実務経験を有する者を条件とする。ただし、月末日始に増員する者に関しては、資格を有する者とする事ができる。

14 従事者の届出

契約相手方は、契約締結後、直ちに主任従事者及び従事者（以下、「従事者等」という。）の資格要件及び経歴が確認できる別紙第4「派遣従事者等名簿」を提出すること。なお、従事者等の交代がある場合には、事前に上記同名簿を官側に提出する。

15 従事者等の配置

主任従事者は、外来受付時間中の受付に常に1名以上人員を配置する等、外来患者の受付待ち時間が長時間に及ぶことがないように人員を配置し、対策を講じること。

16 従事者等の管理体制

契約の相手方は、主任従事者と綿密に連携を取り問題点を把握して、いかなる状況にも対応できる体制をとること。

17 従事者等の交替

従事者等の交替は、次による。

- a) 官側は、以下のいずれかの状況が発生した場合は、その理由を明示して、従事者等の交替を求めることができることとし、契約の相手方は早急に交替要員を確保しなければならない。
 - 1) 業務処理に必要な要件を著しく欠いており、業務処理期日に間に合わない場合
 - 2) 正当な理由がなく業務が著しく遅延し、または業務に着手しない場合
 - 3) 利用者から苦情が継続して寄せられるなど、勤務状況に著しく誠意を欠くと認められる場合
- b) 契約の相手方は、従事者等の健康管理に努め、特に感染性疾患等を疑う場合は、就業させないものとし、速やかに交替させるものとする。
- c) 契約の相手方の都合により従事者等を交替させる場合には、契約の相手方は30日前までに官側に通知するとともに、確実な事務引継ぎを行い、以降の業務に支障が生じないよう措置を講じなければならない。
- d) 従事者等が交替する場合の経費負担は、契約の相手方が負うものとする。

18 資材等の負担

資材等の負担は、次による。

- a) 業務に必要な建物の一部（休憩室、トイレ及び指定するロッカー含む。）事務用什器、OA機器、消耗品類及び定型用紙は官側が負担する。
- b) 従事者等が着用する被服（受託者が指定する制服又は白衣）及び従事者等が着用する氏名札は契約の相手方の負担とする。

19 守秘義務

守秘義務は、次による。

- a) 契約の相手方は、従事者等が請負業務遂行に際して知り得た個人情報等を第三者に漏らし、複製し、目的外に利用し、又は持ち出してはならないようにするため、従事者等に対して個人情報の秘密保持義務を遵守させるよう必要な措置を講じなければならない。なお、請負期間終了後においても同様とする。
- b) 契約の相手方は、落札後速やかに別紙第5「個人情報保護に関する誓約書」を官側担当者へ提出するものとする。
- c) 勤務場所に電算機及び可搬記憶媒体（ハードディスク、USBメモリーなど）を病院外から持ち込みあるいは持ち出すことを禁止する。
- d) 従事者等が上記に違反することによって官側が損害を受けた場合、契約の相手方がその損害を補償しなければならない。

20 検査

検査は、次による。

- a) 主任従事者は、別紙第6「就業日誌」を作成し病院に提出のうえ、検査を受けるものとする。
- b) 日々の業務実施状況の確認は監督官が行う。

21 その他の要求事項

上記に記載されていないその他の事項は、次による。

- a) 契約の相手方は役務履行開始日から確実に履行できるよう、従事者等へ必要な事前教育を修了しておくものとする。
- b) 従事者等は、自衛隊病院の特性を理解するとともに、災害時も務めて勤務態勢を維持し、官側の指示に従うこと。
- c) 契約の相手方は、従事者等に身だしなみ、言葉遣いに注意を払い、患者サービスに努めるよう指導するとともに、業務に支障のないよう勤務場所の整理整頓に努めるよう指導する。また、官側との連絡・調整を密にして迅速で確実な業務を実施する。
- d) 契約の相手方は、従事者等の安全及び衛生の確保、特に院内感染予防について必要な措置を講ずること。
- e) 従事者等は、医療安全に関し当院の医療安全規則、医療安全及び院内感染対策マニュアルを遵守すること。
- f) 契約の相手方は、インフルエンザ及び新型コロナウイルスの流行時期前に従事者等に予防接種を受けさせるものとする。また、インフルエンザ又は、新型コロナウイルス等の感染症に罹患した場合は、病院の就業規定に準ずることとする。
- g) 従事者等は、那覇基地の出入門に際し、入門許可証の交付を受けて立入るものとする。ただし、入門証が交付されるまでの間は、面会証による。また、駐屯地内では業務に関係する場所以外への立入りは原則禁止するものとする。
- h) 契約後、本仕様書に記載されていない事項及び疑義が生じた場合には、その都度、官側と契約の相手方が協議するものとする。
- i) 契約の相手方は、契約履行期間完了及び契約解除に伴い、官側が他の契約相手方と契約することになった場合、支障を来たさないように、他の契約相手方との引継ぎを確実に行う。
- j) 契約の相手方は、4月1日からの業務に支障が生じることがないように事前に、前契約者との引継ぎ（14日間を基準）を行い、適切な処置を講ずるものとする。

業 務 内 容

1 外来業務

- (1) 新規患者受付
 - ア 新患申込書及び問診票の記入説明と受付
 - イ 共済組合員証の確認（事務官等及び被扶養者）
 - ウ 新規患者登録、外来診療録作成及び診察券の発行
 - エ 外来診療録の搬送
 - オ 外来診療場所の説明
- (2) 再診患者受付
 - ア 受付及び共済組合員証の確認（事務官等及び被扶養者）
 - イ 外来診療録の搬送
- (3) 外来診療録管理
 - ア 診療終了後の外来診療録の回収及び収納
 - イ 外来診療録及び各種評価カード等の整理及び保管
- (4) 診療内容入力
 - ア 診療点数入力（各種伝票等による）
 - イ 前回勤務日以降の時間外受診患者の評価業務
- (5) 窓口会計処理
 - ア 一部負担金の徴収及び請求書兼領収書の発行補助（事務官等及び被扶養者）
 - イ 保険外診療費の徴収

2 入院業務

- (1) 入院受付
 - ア 入院申込書等の記入説明と受付
 - イ 共済組合員証の確認（事務官等及び被扶養者）
 - ウ 入院患者登録、入院診療録（1号紙）作成及び入院台帳作成
- (2) 退院処理
 - ア 診療内容入力
診療点数入力（各種伝票等による）
- (3) 窓口会計処理
 - 一部負担金の徴収及び請求書兼領収書の発行補助（事務官等及び被扶養者）
- (4) 入院診療録管理
 - 入院診療録及び各種評価カードの整理、収納及び保管

3 共通業務

- (1) 入院診療録及び外来診療録の貸出し及び収納
- (2) 診断書請求の受付（保険給付請求に関するもの）、発行手続き及び会計処理の補助、連絡及び交付
- (3) 第三者行為（交通事故等）に係る診療費請求等処理
- (4) 部外者（自衛隊員、防衛省共済組合員証交付の被扶養者以外の患者）の診療経費請求
- (5) 債権発生通知書の作成（収入金分及び共済組合請求分）
- (6) 医事会計システムの運用
 - ア 医事会計システムの操作
 - イ 医事会計システム機器周辺の整理整頓

ウ 障害及び事故発生時の対応

(ア) 障害範囲、緊急性等の確認、システム稼働続行の判断と緊急処置

(イ) 不具合時等における官側への報告

エ 医事会計システムのプリンター用紙及びインクの補充

(7) 診療報酬点数及び薬価基準点数等の改定時の医事会計システムにおける更新作業

(8) 役務場所の整理整頓

(9) 受付台周辺における各種用紙（各種問診票、新患申込書等）の補充及び整理整頓

(10) 業務マニュアルを作成（11月末まで）、官側に提出

(11) 各種電話対応

業務量（基準）

番号	業務内容	平均件数	備考
1	新患受付	医科 15件/日 歯科 5件/日	
2	再診受付	医科 45件/日 歯科 10件/日	
3	外来カルテ管理	医科 60件/日 歯科 15件/日	カルテ等の取り出し及び収納
4	診療内容入力	医科 60件/日 歯科 15件/日	
5	各種証明書の発行手続きと 費用算定及び連絡	2件/日	
6	入院受付	4名/日	
7	退院処理	4名/日	
8	債権発生通知書の作成 (収入金分)	1件/日	土、日及び祝日等に発生した分 については、翌診療日に作成す る。
9	債権発生通知書の作成 (共済組合支部請求分)	12件/年	歳入徴収官及び共済組合支部へ の通知作成
10	診療報酬点数及び薬価基準点数 等の改定時の更新作業	10件/年	改定の都度
11	電話対応	30件/日	

個人情報保護に関する誓約書

陸上自衛隊那覇病院長 殿

当社及び当社の従業員は、貴院からの委託業務中に知り得た患者及び病院関係者の個人情報、貴院及び貴院取引業者の情報などを、契約期間中はもちろん契約期間後及び当社職員の退職後も、第三者に故意または過失によって漏洩したり、貴院に無断で使用したりいたしません。また、その結果として貴院に損害をおかけしません。当社は個人情報保護方針及び個人情報保護管理規定を策定し、個人情報保護に関して当社の従業員の教育を行います。

以上の事項を厳守することを誓約いたします。

令和 年 月 日

住 所 _____
業 者 名 _____
代表者名 _____ (印)

監督官

就 業 日 誌

	就 業 日	令 和 年 月 日	曜 日
就 業 者	氏 名	勤 務 時 間	印
		～	
		～	
		～	
		～	
		～	
業 務 内 容	1 受付等 (1) 件 数 ア 外来 件 (※時間外 件) イ 入院 件 ウ 退院 件 (2) 細 部 <input type="checkbox"/> 来院患者の電算機受付 <input type="checkbox"/> 患者基本情報の登録・修正 <input type="checkbox"/> 診療録の作成・診察券の発行 <input type="checkbox"/> 診療録の各診療科等への搬送・回収・収納 <input type="checkbox"/> 入院・退院手続き <input type="checkbox"/> 請求書兼領収書の発行		
	2 その他 <input type="checkbox"/> 診断書請求の受付 (件) <input type="checkbox"/> 各種マスタの維持管理 <input type="checkbox"/> 診療報酬改定等の対応		
そ の 他			

調達要領指定書	発 簡 番 号	
	調 達 要 求 番 号	
	調 達 要 求 年 月 日	令和 3年12月16日
	作 成 部 課	那覇病院準備隊 補給管理班
	作 成 年 月 日	令和 3年12月16日
品 名	病院医療事務の部外委託	
仕 様 書 番 号	那病-C-衛M50001	

指定事項

2 労働派遣期間

労働派遣期間は、令和4年4月1日～令和5年3月31日とする。